

各 所 属 所 長  
関係市町村教育委員会教育長 様  
関 係 団 体 の 長

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会理事長  
(公印省略)

### 貸付及び災害見舞金について（通知）

このたびの令和8年8月千葉豪雨により被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

互助会では、会員が臨時に資金を必要とした場合の貸付や、非常災害により現在居住している住居又は家財に損害を受けたとき損害の程度に応じて給付される災害見舞金があります。

概要及び提出書類等は下記のとおりです。

詳細は、互助会ホームページやダイアリー別冊「福利厚生のおしり」等を御覧ください。

### 記

#### 1 貸付事業

今回該当すると思われる貸付について抜粋しての御案内です。申請する場合は互助会ホームページ又はダイアリー別冊「福利厚生のおしり」P26～29を参照してください。

- ・ 貸付制限があります。対象や注意事項等を申込前に確認してください。
- ・ すでに支払っているものに対して貸し付けることはできません。
- ・ 貸付申込書一式（貸付申込書・貸付借用証書・貸付金振込依頼書）は、互助会に請求してください。

● 受付締切日：毎月15日厳守（休祭日の場合は翌営業日）

● 貸付日：翌月21日（休祭日の場合は銀行等の翌営業日）

| 貸付の種類            | 限度額              | 償還回数               | 利率                               | 必要書類                                                                                        | 注意事項（抜粋）                                                                 |
|------------------|------------------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 一般貸付<br>【生活資金】   | 50万円<br>(5万円単位)  | 30～50回<br>(10回単位)  | 変動金利<br>年利<br>1.3%<br>(R8.4.1現在) | ・ 貸付申込書一式                                                                                   | ・ 既に貸付を受けている場合、償還回数が24回未満の方は借換不可。<br>・ 償還は給与控除。                          |
| 一般貸付<br>【自家用車購入】 | 100万円<br>(5万円単位) | 30～70回<br>(10回単位)  |                                  | ・ 貸付申込書一式<br>・ 販売店との売買契約書の写し                                                                |                                                                          |
| 住宅貸付<br>【修理】     | 100万円<br>(5万円単位) | 30～120回<br>(10回単位) |                                  | ・ 貸付申込書一式<br>・ 工事請負契約書<br>又は請書の写し<br>・ 平面図<br>・ 家屋登記簿謄本(原本)<br>又は登記事項証明書(原本)<br>・ 住宅所有者の同意書 | ・ 対象は、会員が「自己の居住の用に供する」住宅の修理。<br>・ 償還は給与控除。<br>・ 定年退職まで5年未満の会員は念書・委任状が必要。 |
| 特別貸付<br>【非常災害】   | 1口5万円<br>(2口まで)  | 25回                | 無利息                              | ・ 貸付申込書一式<br>・ 災害証明書の写し                                                                     | ・ 連帯保証人(互助会員)が必要。<br>・ 償還は <u>給与控除不可のため毎月振込</u> 。                        |

## 2 給付事業：災害見舞金

会員が水震火災その他の非常災害によって会員の住居（居宅）又は家財に損害を受けたとき、損害の程度に応じて給付します。

令和8年8月千葉豪雨が激甚災害に指定された場合は、別途通知します。

別表1

| 損 害 の 程 度                                                                                                              | 給付額(円)  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 住居及び家財の全部が焼失し又は滅失したとき。<br>2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。                                                                  | 300,000 |
| 1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し又は滅失したとき。<br>2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。<br>3 住居又は家財の全部が焼失し又は滅失したとき。<br>4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。     | 200,000 |
| 1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し又は滅失したとき。<br>2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。<br>3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し又は滅失したとき。<br>4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。 | 150,000 |
| 1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し又は滅失したとき。<br>2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。                                                              | 100,000 |

※ 床上浸水により損害を受け、上の表により損害の程度を判定しがたいと認めたとき

| 浸 水 の 程 度     | 給付額(円)  |
|---------------|---------|
| 床上 120cm以上の場合 | 150,000 |
| 床上 30cm以上の場合  | 100,000 |

別表2（激甚災害により損害を受けたとき）

| 損害の程度 ※ 全壊・半壊・一部損壊については『り災証明書』記載の「り災の状況」による | 給付額(円) |
|---------------------------------------------|--------|
| 全壊                                          | 50,000 |
| 半壊                                          | 30,000 |
| 一部損壊                                        | 10,000 |

### (1) 提出書類

- ①災害見舞金請求書 ②り災証明書等、公的機関が災害による被害の程度を証明した書類  
③り災見取り図 ④家財のり災状況報告書 ⑤り災状況が確認できる写真等 ⑥修繕費用のわかる書類  
⑦り災した年度の住居（居宅）の固定資産税評価額のわかる書類 ⑧共済組合の給付通知書の写し

※ ①③④については、互助会ホームページ掲載の“災害見舞金請求書ファイル”にあります。

### (2) その他

- ・ 日常使用している自家用車は家財（住居以外の社会生活上必要な財産）扱いになります。家財での請求は、提出書類①②④⑤⑥⑧で請求してください。
- ・ 住居の損害程度は、り災証明書の被害程度及び固定資産税評価額と修繕費用の比較により算出。
- ・ 別棟の離れ屋、物置、門、塀、車庫及びカーポートは住居に含まれません。
- ・ 被害の内容によっては、別途提出書類を求める場合があります。
- ・ 共済組合へ請求する（予定も含む）場合は、共済組合給付決定後に互助会へ請求してください。

※ 共済組合への提出書類の写しを互助会請求の添付書類として使用可

お問い合わせ先  
一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会  
TEL：043-223-4119